

経営者保証徴求時における  
金融機関の説明プロセスや  
モニタリング等に係る事例集



2024年12月  
金融庁

# はしがき

## ● 本事例集の内容

「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者保証改革プログラム」、監督指針において、保証契約の必要性等に関する説明・記録が求められています。これらに関して、『保証徴求時における説明プロセス』、『信用保証協会の保証付融資の取扱い』、『本部部署によるモニタリング』、『内部監査』に係る個別金融機関の取組について、当局がヒアリング等を通じて収集した内容を公表するものです。

## ● 本事例集を作成した背景

2023年10月に金融機関に対して実施しました「経営者保証改革プログラムの運用状況等に関するアンケート」の結果から、上記4項目に係る体制整備について、組織的な取組が未了であり系口が掴めない、あるいは、不十分であると感じて更なる取組を検討している金融機関が一定数存在することを確認しました。

今回、そのような金融機関において今後各種取組を検討する上で参考にさせていただくよう本事例集を作成しました。

## ● 本事例集における注意点

文中における各種取組に対する評価等については、各金融機関における見解であり、金融庁の見解を表したものではありません。

また、2ページから5ページの事例についてはA～Dの各金融機関の取組を記載していますが、6ページ以降の事例については項目ごとに異なる金融機関の取組を記載しています。

なお、文中の「ガイドライン」は、特段の指定がない限り「経営者保証に関するガイドライン」を指します。

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# A銀行の取組事例



説明プロセス

- 従来、保証徴求の判断時に活用していた「保証人チェックシート」は内容やチェック項目が細かく厳密であり、現場の職員からすると項目をすべて満たしていなければ経営者保証を取らなければならないように感じるものであった。加えて、そのままの内容を保証人に伝えることができず、その都度説明ぶりを工夫する必要もあり、具体的に説明しづらいケースもあった。このため、従来の「保証人チェックシート」を「お客様説明シート」（以下、説明シート）として改編し、行内で確認した内容をそのまま保証人の説明に転用できるようにした。
- 具体的な変更点としては、説明シートにガイドライン3要件の具体的な基準（決算書の提供がある、貸付金・仮払金が具体的な水準の範囲内となっている、資産超過となっている等）を明示することとし、説明の際には説明シートを活用してどの項目の何が不十分であるため保証が必要となるのか具体的な基準を示しながら説明することで、保証人と目線が一致することに繋がっている。
- なお、3要件のうち「経営の透明性」は必須とし、その上で、「法人・個人の分離」と「財務基盤」はいずれかを満たせば原則無保証と判断している。

信用保証付  
融資

- 信用保証付融資が有保証の場合の説明については、信用保証協会所定の説明書式に基づき実施している。ただし、当金融機関と信用保証協会の経営者保証の徴求基準が異なるため、同一の事業者に融資する場合でも、プロパー融資は無保証、信用保証付融資は有保証というケースがしばしばある。このような場合は、信用保証協会に具体的に未充足の要件の内容を聞き取り、保証人に誠実な説明を実施している。

本部による  
モニタリング

- 2023年4月の監督指針の改正を受け、その内容を現場での運用に反映するとともに、保証徴求に係る要件判定基準を緩和し、無保証融資を推進する方針とした。
- 当該方針を進めるべく、営業店において経営者保証を徴求する判断となった場合は、稟議決裁前に本部で支店の説明シートにおける検討内容を確認するフローを新たに設けた。なお、与信権限は営業店で完結する案件もあるが、そのような場合であっても経営者保証を徴求する場合は、本部で事前に全件モニタリングする態勢となっている。
- 当該事前のモニタリングでは、営業店に対して「赤字だからといって保証を外せないわけではない」などの指摘をし、支店ごとの対応にバラつきが出ないように指導している。



内部監査

- 契約手続や稟議手続の要否にかかわらず、経営者保証に関する検討を実施する際には説明シートを作成し、稟議システム又は折衝記録を記載するシステムに保存している。いずれの場合であっても検討内容や説明内容が事後検証できるような態勢を構築している。また、契約手続を伴う場合には、説明を実施した記録を別途作成し、契約関連書類とともに本部で集中保管している。
- 内部監査においては、経営者保証の関係書類は稟議内容の一環として監査対象に含まれ、上記の説明プロセス・本部のモニタリング等に不備等がないか確認している。

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# B銀行の取組事例



## 説明プロセス

- 「保証要件判定に係るチェックシート」(以下、チェックシート)は2014年のガイドラインが制定された当初から運用しているが、2023年4月の監督指針改正を受け、趣旨を踏まえた改正を実施した。具体的には、説明した証跡として署名捺印を受けた「保証契約に関する確認書」(以下、確認書)を債務者・保証人から受け取る事務フローとした。
- また、チェックシート、確認書ともに1つの様式で構成され、互いのシートをリンクさせており、確認書に記載すべき「保証の必要性を示す文言」をチェックシートの判定内容に応じて確認書に自動反映させることで職員の業務効率化・説明の必須化にも繋がっている。
- 確認書を用いることで事業者の状況に応じた説明が可能となり、かつ事業者にも保証の必要性を正しく認識してもらうことに繋がっている。なお、確認書に基づく説明を実施した際には、トラブル防止や見直しの際の検証に供すべく、保証人の説明時の反応についてもチェックシートに記録することとしている。



## 信用保証付融資

- 信用保証協会とは事前に調整を十分に行ったうえで保証申請を行うよう営業店に指導しているため、信用保証協会と経営者保証の徴求に係る認識の齟齬はほとんど発生していない。信用保証付融資で経営者保証を徴求する場合は、ガイドラインに基づいた対応が必要と認識しているため、チェックシートに沿って説明対応を行っている。



## 本部によるモニタリング

- 年1回、本部の融資統括部が行う「店長権限臨店指導」のモニタリングにおいて、営業店で融資した案件のチェックシートに関し、①稟議書類に添付されているか、②判定が正しいかどうか、③保証人の反応に係る記載が適切かどうかを確認している。代表的な指摘事項としては、過去に作成したチェックシートと同様の記載がなされていた案件について、誠実に説明対応を行っているのか疑義があるとしたものがある。
- 「店長権限臨店指導」における本部からのフィードバックについては、改善事項を明記のうえ、結果を営業店長や役席に通知し、改善事項によっては営業店から報告書の提出を求めている。また、複数の営業店で問題事案が発生した場合は営業店に対する留意事項として、全店に注意喚起している。



## 内部監査

- 内部監査については、テーマ別監査のテーマのひとつとして経営者保証を扱った。テーマ別監査は、ガイドラインに基づいて取り組んでいる「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」の整備と運用状況を検証する目的があった。当該監査は、ガイドラインや監督指針の記載に事務フローが準拠しているかどうかの目線で実施した。
- 上記のテーマ別監査を通じて、営業店長決裁の場合でも本部決裁の場合と同様に複層チェックを行うよう意見があったため業務フローを見直した。当該監査を通じ、本部も含め俯瞰的に業務フローを確認することで改善に繋がったと感じている。

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# C信金の取組事例



## 説明プロセス

- 2023年4月の監督指針改正を受け、従前使用していた確認様式の改正を進めたところ、経営者保証に依存しない方向へ職員の意識を変えるため、様式名称を「経営者保証の必要性に関するチェックリスト」から「**経営者保証を求めない可能性に関するチェックリスト**」（以下、チェックリスト）に変更した。
- また、経営者保証を必要とする理由を記載する欄を追加し、**保証人への具体的な説明内容を記載**することとした。これは、経営者保証が必要と判断した場合、「経営者保証の必要性や、どのように改善すれば変更・解除の可能性が高まるか」という点を丁寧に説明することが重要と考えており、検討した説明内容は上位者の決裁を得る方針としている。
- 保証人への説明時にはチェックリストに記載した内容に即して説明するとともに、「**契約書の説明および情報提供等に関する確認書（事業性保証人用）**」（以下、確認書）を用いて、保証人が説明を理解できているかを確認し、その証跡として確認書に署名捺印を得ることとしている。なお、受領した確認書には、トラブル防止や見直しの際の検証に供すべく、説明時の保証人の反応等を追記している。
- チェックリストおよび確認書は、正式な内部書類として、債権書類とともに保存している。さらに、チェックリストについては、担当者の異動なども見据え、**電子稟議システムにも保存**し、事後的に手間なく過去の検討内容等を確認できるようにしている。



## 信用保証付融資

- 当金融機関の判断と異なり、信用保証協会が経営者保証を徴求して融資を行う場合は、当金融機関から**信用保証協会になぜ保証徴求が必要となるのか具体的な理由を求め**、当金融機関がまず納得したうえで、保証人等に対して丁寧に説明を行うこととしている。
- なお、プロパー融資と同様に、保証人の反応等を追記した確認書を残すことで事後検証等ができるようにしている。



## 本部によるモニタリング

- 融資部は、全融資案件について経営者保証の徴求判断等を確認**している。
- 営業店長専決以外の本部まで回付される案件は、融資部にて経営者保証の徴求の判断等についても確認している。ガイドライン3要件のうち、「法人・個人の分離」における「社会通念上適切な範囲の資金の流出がないか」などの判断は、個社ごとによって見解が分かれ得るものだが、本部で確認する際は他の案件との比較により妥当性を確認している。こうした確認プロセスにおいて、営業店の判断に違和感がある場合は、営業店に再検討を依頼することもある。
- 営業店長専決の案件については、新規融資した先を日次で抽出している「**経営者保証チェックリスト融資部確認一覧表**」に記載されている先を対象に、融資部において、基本的には抽出した翌日に経営者保証の徴求の妥当性について確認している。さらにチェックリスト及び確認書は、事務センターへ送付し、記入内容について精査した後、保管している。



## 内部監査

- 監査グループが全営業店を対象に年度内に1回実施している**営業店監査**において、チェックリストや確認書の記入内容を確認することにより、職員が経営者保証に係る監督指針の記載内容を理解しているか等、**経営者保証に対する理解度、取組状況（保証人への説明態勢）を中心に検証**している。

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# D信金の取組事例



説明プロセス

- 経営者保証の徴求要件に係る事前確認など各フロー毎に活用することを目的とした「**経営者保証の必要性に関するチェックシート**」（以下、チェックシート）がある。また、保証徴求時の説明内容や保証徴求の理由を記載することを目的とした「**経営者保証の必要性に関する確認書兼説明書**」（以下、確認書兼説明書）がある。当該様式を活用し、監督指針上の対応を漏れなく実施するようにしている（確認書兼説明書については、「**信用保証協会の保証委託申込用**」と「**伴走支援型融資用**」も用意し、各確認項目に対する説明例も記載）。
- また、保証徴求の適否については、債務者の業況や事業の将来性を考慮するほか、**今後の経営改善見込みによりガイドライン3要件を将来的に満たす可能性がある」と判断する場合は、その根拠の具体性も精査している。**加えて、経営に対する事業者の考え等の定性情報も十分調査した上で経営者保証に依存しない判断を行うようにしている。
- チェックシート及び確認書兼説明書の活用を通じて、以前と比較してより具体的に事業者を分析・審査するようになったことで、事業者の実態把握がしやすくなった、事業者の財務改善ポイントが明確になったといった前向きな声が営業店から上がっている。



信用保証付  
融資

- 信用保証協会が公表している定型基準を参照して作成した**チェックシート・確認書兼説明書（信用保証協会の保証委託申込用）**に基づき、経営者保証の必要性を判断し、店内協議後に**信用保証協会へ保証要件に係る事前照会**を行っている。保証の必要性に関する当金融機関の判断と信用保証協会の判断が相違する場合は、信用保証協会の判断理由を聞き取ることでしている。
- また、保証人への説明の際は、①金融機関連携型、②財務要件型、③担保充足型のそれぞれにおいて求められる要件のうち、どの部分を満たしていないため保証が必要となるか具体的に説明している。
- こうした取組の結果、営業店からは「信用保証協会においてどのような基準で保証徴求するか理解できるようになった。」、事業者からは「説明された要件については改善が可能であるため税理士と相談してみたい。」といった声が上がっており、職員と事業者双方において、信用保証付融資における保証徴求について理解度・納得感が増したと感じている。



本部による  
モニタリング

内部監査

- 監督指針に基づいた対応を行うため、2023年7月から経営者保証の徴求に関する債務者・保証人への説明や記録についての確認は、①**営業店での確認**、②**本部審査部の検証**、③**本部監査室の内部監査の3線のチェック体制**を構築している。
- すべての融資案件について、本部審査部は、貸出稟議書に添付されたチェックシート及び確認書兼説明書を検証しており、保証人への説明事項等が**不適切なものは説明のやり直しを指示**している。本部審査部としては、営業店は個別債務者の特徴に応じて保証の必要性にかかる説明は概ねできている印象であるが、定型文を参照とした説明の記載も少なからずあるため、実際の説明内容がパターン化していないか、今後更なる検証と指導を予定している。
- 本部監査室が行う内部監査では、稟議書を確認する中で営業店の確認書兼説明書における**保証要否の判断の妥当性も検証**している。その他、徴求の必要性や解除の可能性など、形式的に要件を充足しているかについても確認している。
- こうした取組の結果、3線で確認することで確実に適切な説明ができていると感じているほか、内部監査で営業店と対話することを通じ、新たな保証解除の可能性についても検討できていると感じている。

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

## その他金融機関の取組事例



説明プロセス

- 取組開始前に当金融機関で活用していた「**経営者保証ガイドラインチェックシート**」はチェック項目が6分野（15項目）あったが、6分野のうち2分野ではチェック項目全てを充足しなければ原則保証徴求となる作りであったため、無保証融資の検討を入口から狭めていた。2023年4月の監督指針改正に対応すべく、広く無保証の可能性を検討できる体制整備が必要だと考えた。
- そのような問題意識から、チェック項目は中小企業庁の「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を参考にチェック項目を再整理し、**各項目を点数で評価**する方式とした。具体的には、**ガイドライン3要件に該当する項目の合計を100点満点に設定し、保証人解除の基準を60点に設定**（要注意先の判断材料として財務指標の目安も明記）した。これにより、3要件の全てを充足しなくても、他のチェック項目の加点によりカバーできる仕組みとなった。更に、判定の結果、**基準値に満たない場合のみ保全割合をもとに0~30点の加点**を行ったうえで再判定することも可能とした。
- 本件取組により「経営者保証ガイドラインチェックシート」を点数化したことで、総合的な判断が可能になったことに加え、当該チェックシートをそのまま保証人等への説明根拠として活用できるようになり、定性面・定量面ともに「なぜ保証徴求に至ったのか」、「どのように改善すれば保証解除の可能性が高まるのか」を明確化できるようになった。
- 保証解除に向けた**事業者とのディスカッション資料としても活用**しており、営業店からは「事業者に対して保証の必要性について明確な説明が行えるようになったため、関係性を悪化させずに納得してもらえようになり、今後の解除の可能性についても事業者と目線を合わせることができるようになった。」と前向きな声が上がっている。

地域銀行



本部による  
モニタリング

- 2023年4月~6月の新規融資に占める無保証割合が想定よりも低調であったため、2023年9月から営業店が適切に経営者保証の要否を判断しているかについて、本部モニタリング部署が**稟議前に検証を行う「事前モニタリング」**を導入している。
- 事前モニタリングでは、**経営者保証の徴求を条件とする全ての本部稟議案件、支店長裁量案件（信用保証付融資も含む）をモニタリング**している。具体的には、チェックシートでガイドライン3要件に該当せず保証が必要と判断された案件について、過度な役員報酬等があるか、法人から適時適切な財務情報が開示されていないか、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ないか等、営業店がチェックシートのチェックポイント・考え方に基づき、**適切に経営者保証の要否を判断しているかを再確認**している。
- また、事前モニタリングの結果、保証徴求理由等の再確認が必要と判断された案件は、モニタリング部署が営業店担当者および本部審査担当者等と意見交換を行い、必要に応じて**保証徴求条件について再検討を依頼**するといった取組も行っている。
- 事前モニタリングを通じた営業店に対する指導や意見交換を行うことにより、営業店の「経営者保証に依存しない融資の促進」に対する意識が向上したことで、営業店の適切な経営者保証の要否判断も着実に浸透、定着し、結果的に無保証割合の改善に繋がったと感じている。

地域銀行

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# その他金融機関の取組事例



説明プロセス

- 税理士団体(以下、当団体)が顧問先の経営支援やガイドライン3要件充足に向けた適時・適切な対応を実施していることに着目し、当団体の協力により、ガイドライン3要件の判定について効率性と正確性の向上を図った。具体的には、「財務基盤」要件を満たす先のうち、**当団体のモニタリングサービスを通じて作成される①「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト、②税理士法第33条の2に基づく添付書面、③記帳適時性証明書のいずれかの資料を受領している場合は、「法人・個人の分離」や「経営の透明性」要件を満たしているものとして原則無保証とする運用**を行内で展開した。
- 本取組を通じて、行内向けにガイドラインの取組方針の再定義や考え方の周知を一定程度行うことができた。加えて、ガイドライン3要件に関しては、現場担当者において税理士へ相談や連携するという意識が薄かったと感じており、本取組により外部専門家との連携意識が高まった。なお、当団体会員税理士や顧問税理士との連携を図る中で、営業担当者からは「保証徴求の有無に係る説明に際し、スムーズで明確な対応ができるようになった」と前向きな声も上がっている。

地域銀行



本部による  
モニタリング

- 2023年4月、5月分の経営者保証徴求先について、ガイドライン活用状況を分析したところ、各要件を保守的に判断して保証を徴求する事例が一部で見られたことから、個別事案の指摘を通じて、ガイドラインの趣旨を営業店に周知徹底する必要があると考え、**毎月の全件モニタリング**を開始した。
- 全件モニタリングでは、新規融資のうち保証を徴求した案件について、①保証徴求理由の判断根拠、②保証解除の可能性、③保証履行請求時の説明がなされているか、④保証人の反応が具体的に記載されているか等の目線で、説明の実施状況や運用の適切性を取引先との**折衝記録システム上で確認**している。全件モニタリングの結果は**毎月営業店に還元**し、記録が不十分な事案等について**個別に指摘**している。本取組を通じた個別事案の確認により、ガイドラインの趣旨が営業店に浸透しつつあると評価している。
- その他、「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」に向けた取組強化の一環として、「**経営者保証ガイドライン通信**」、「**融資部門MVP表彰**」を実施している。当該通信では、毎月営業部店長宛に各店別にプロパー融資、信用保証付融資の各無保証実行割合と全件モニタリング等を通じた個別事案の好事例(無保証実行・未充足要件解消による保証解除等の取組事例等)など経営者保証に関するトピックスを還元している。
- 融資部門MVP表彰では、半期に一度行う営業店評価における事業性評価実施状況の一環として、経営者保証に依存しない取組(個別案件・体制)について表彰することで、営業店の意識向上を図っている。
- 上記取組の結果、2024年度上期の無保証率は前年同期比+11.3%ptとなった。また、無保証で実行した先は、経営者保証を取得した先に比べて、債権残高や業務粗利益が優位となり、取引振りの改善に繋がったと認識している。

地域銀行

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# その他金融機関の取組事例



説明プロセス

- 2023年4月の監督指針の改正により、事業者に対して、実情に応じた個別具体的な説明や確認・記録が必要となったため、徴求判断やその確認・記録について更なる対応が必要と考え、「**経営者保証の必要性に係るチェックリスト**」（以下、チェックリスト）の全面改訂を実施した。具体的には、保証徴求理由の説明例や保証解除等に向けた改善策の説明例をチェックリストに示すことで、職員が具体的な説明を検討し、事業者の実情に合わせて説明するプロセスを設けた。
- また、**チェックリスト項目の入力結果により、説明例等が自動表示される仕組み**としたことや、事業者向けの説明資料も同様に自動作成される仕組みとすることで、職員の作業負担も軽減させている。
- このように、保証要否の判断時に具体的な説明を含めて検討することで、保証要否を適切に判断しようとする職員の意識が醸成され、ガイドラインの活用実績の数値も向上している。
- また、当金融機関では、ABLは従来の不動産担保や個人保証を主体とした融資と比べて、事業者とのコミュニケーションや協力関係がより親密となり、リレーションシップバンキングの推進にも寄与するとの理念がある。その考えのもと、無保証融資の代替的な融資手法としてABLを活用しており、簡易なABLの設定であれば、契約書の作成及び設定を司法書士に依頼することなく、本部の審査管理部において対応可能な体制となっている（2024年10月末時点でのABL実行実績は21件）。

信用金庫



信用保証付  
融資

- 従前、信用保証付融資においては、検討資料として用いていたチェックシートに徴求基準に係る具体的な記載がなく、支店長までの回覧を不要としていたため、チェックシートに基づく保証徴求の検討が担当者任せになっていた。そのような要因から、チェックシートの作成及び保証徴求の検討が形骸化し、前回と同条件で保証申込をしているケース等が確認された。
- こうした状況を改善すべく、2023年11月に「**経営者保証チェックシート（協保付貸出用）**」を改訂（2024年に再改定）し、『金融機関関連型』、『財務要件型』、『事業者選択型経営者保証非提供制度』等の**各制度の具体的な要件（プロパー融資の残高、自己資本比率、経常利益率、代表者への貸付金、役員報酬の水準等）も含めて記載**することで、全ての経営者保証が不要となる制度・要件を受付段階においてチェックできるようにした。例えば、債務超過の場合は『金融機関関連携型』は利用できないが、『事業者選択型経営者保証非提供制度』の検討は可能となるなど、要件が異なる各制度の利用を段階的に検討することが可能となっている。
- さらに、担当者が判断した結果は、**チェックシートを支店長まで回覧**することで共有・確認することとし、保証申込前に、営業店全体で保証要否を判断するフローとした。当該取組は、各担当者の判断であった業務フローを支店長まで保証徴求検討結果を回覧する方法に変えることによって、組織的な判断態勢を構築するものであり、行内において検討の必要性、重要性を再認識できた。加えて、2023年11月前後の半年間を比べて、後半の半年間では信用保証協会における『経営者保証無の保証承諾件数』を109件増加（割合は前半12%から後半24%に上昇）させることができた。

地域銀行

01

A銀行

02

B銀行

03

C信金

04

D信金

05

その他金融機関

# その他金融機関の取組事例



説明プロセス

- 以前よりガイドラインで定める3要件の認識はあったものの、保証契約時は経営者保証が必要となった事実のみ伝え、十分な説明を行っていた状況ではなかった。そこで、2023年4月の監督指針改正を契機として、「**経営者保証の必要性に関する確認シート**」（以下、確認シート）を作成し、確認シートを用いて保証徴求の判断や保証人等に対する説明を行っている。
- 新規融資の際、営業店において確認シートを活用して保証徴求の必要性を検討するとともに、稟議回付時には**稟議システムに確認シートを添付**することで、各店長が経営者保証の要否や説明状況を確認できるようにした。本部融資部でも本部回付時に添付された確認シートを確認する体制とし、保証要否について**複数人でチェックする運用**としている。また、保証人には、確認シートをもとに説明を行っており、確認シートは**毎決算期毎に改めて確認**することとし、そのタイミングで**保証契約の見直しの要否を検討**している。
- 職員からは、保証徴求判断のポイントとなる「法人のみの資産・収益力で返済が可能と判断し得るか」について、本取組でしっかり考えることで、経営改善支援・収益力強化支援等の事業者支援への取組に繋がるという前向きな声が上がっている。

信用組合



本部による  
モニタリング

- 経営者保証を徴求する案件における説明の記録対応については、以前から、①記録すべき内容が細かく、大部に及ぶ可能性があるため手書き対応の負担が大きい。②紙ベースでの記録・回覧では、実行口座に対する未入力（未記録）を検知できない。③記録内容の検証を含めて、紙ベースでの運用では本部への半期報告に向けて営業店ごとに月次集計する作業負担が大きい。という課題があった。
- そのような問題意識から、システム部門において**説明内容記録システムの開発・導入**を進めた。開発に際しては、現場での利用を意識しつつ要件を整理し、**記録が電子的に保存でき、かつ集計作業が簡便となるよう構築**した。また、導入に当たっては、当該システムへの記録、併せて改定した経営者保証要否判定シートの使用方法・運用について職員に周知徹底した。
- 結果として、営業店の**本部への半期報告負担、本部の月次集計負担が大きく軽減**された。加えて、本部での集計の際、実行口座と記録口座の突合がシステム上で可能となり、記録漏れが確実に検知できるようになったことから、保証人等に対して**漏れなく説明することができる体制**となっている。実際に本部部署では記録漏れを2024年上期の期間で119件検知できている。

信用金庫



内部監査

- 2023年4月の監督指針改正内容の現場への浸透を進めるため、各種対応策を講じたところ、本部側で各種対応策の実施状況をどのように把握するかが課題であった。そこで、監査部署が定期的に営業店に臨店して確認を行う**営業店監査**を実施することとし、2024年2月から**2年で全店舗1巡**できるよう計画している。営業店監査では、ガイドラインの趣旨を理解して徴求判断できているか検証するため、営業店で保証徴求判断の際に使用している**チェックシートの記載内容（保証徴求理由や解除可能性等の記載）を確認し、個別に指導**を行っている。監査案件はマンパワーの問題から、任意で抽出して確認しているが、当該取組により、営業店の意識向上に大きく寄与していると考えている。
- また、当金融機関では、監査部署において、経営者保証に関する足元での取組状況や**2線の取組状況をモニタリング**する目的として、監査部署での**テーマ別監査**を実施している。具体的には、融資案件1,000件を任意抽出して、徴求の必要性や保証解除の可能性、顧客説明が適切に実施されているか等をチェックシートなどの関係書類で確認している。実施による効果として、チェックシートの改訂による説明の精度向上や2線での実効性のあるモニタリングの促進などがあり、**業務フロー全体の確認・改善**が図られている。

地域銀行